

■第3部会 ①

新しい滋賀の森林づくりの条例について

滋賀県琵琶湖環境部林務緑政課 津田清和

はじめに

滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、スギ、ヒノキなどの人工林、アカマツ、コナラ、ブナなどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、木材等の林産物の供給だけではなく、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、最近では、多様な動植物の生息等の場を提供する機能や、地球温暖化防止の観点から二酸化炭素を吸収・固定する機能が注目を集めるなど、様々な機能＝多面的機能を有している。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水を湛える琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水を育てているのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに、滋賀の森林は、近畿1,400万人の生命の源であり、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい大切な財産である。

したがって、このかけがえのない滋賀の森林を適切に守り育て、健全な姿で未来に引き継いでいく必要がある。

1 琵琶湖森林づくり条例制定の背景

本県の森林面積は約20万3千haで、県土面積の約2分の1を占めているが、その約91%の18万5千haが民有林となっている。また、民有林のうち約42%の7万8千haがスギやヒノキを中心とした人工林で、約54%の10万haが天然林となっている。

本県では戦後の荒廃した県土に豊かな緑を取り戻すとともに、住宅建設の増加などによる木材需要の急増などに応えるため、スギ、ヒノキの人工林整備を中心に、木材生産を軸とした林業振興施策を推進し、豊かな森林を形成してきた。また、多くの森林は、木材生産を中心とする林業に支えられ、山村に住む人々によって手入れがされてきたところであり、その結果として、森林の多面的機能が維持、増進されると考えられてきた。

しかしながら、近年、社会経済情勢が大きく変化する中で、生活様式の変化や技術革新等により人々と森林との関わりが希薄化するとともに、安価な輸入木材の増加に伴う木材価格の長期低迷や、労賃の高騰等により採算性が著しく悪化し、林業が産業として成り立ち難い状況となっている。その結果、森林所有者の林業離れの進行や森林整備意欲の低下等により、手入れの行き届かない森林が増加しており、このままの状態では琵琶湖の水源かん養をはじめ大切な森林の多面的機能が損なわれ、県民の暮らしにも深刻な影響を及ぼすおそれがあり、適切な森林づくりを如何に進めていくかが大きな課題となっている。

2 琵琶湖森林づくり条例の制定

本県の森林・林業を取り巻く極めて厳しい状況を踏まえ、今こそ、森林の果たしている役割を再認識し、本県の森林・林業をめぐる様々な課題や多様化する森林に対する社会的要請に的確に対応し、50年先、100年先を展望しながら、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない緑豊かな滋賀の森林を守り育て健全な姿で未来に引き継いで行かねばならないと考え、琵琶湖森林づくり条例を制定し4月1日施行したところである。

この条例の内容は、これからの本県の森林づくりについて、基本的な考え方を定め、県や森林所有者、県民等の責務等や、県の施策の基本となる事項を明らかにしたものである。

また、この条例では、これまでの森林所有者による木材生産を軸とした林業政策を見直し、木材生産という観点だけではなく、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止などの森林の多面的機能の持続的発揮に重点を置いた施策の展開と、森林所有者や林業関係者だけではなく、森林から計り知れない恵みを受けている県民全体で森林づくりを支える仕組みを構築するとともに、琵琶湖の下流域の人々の協力による森林づくりを推進することを謳ったことが大きな特徴である。

3 琵琶湖森林づくり条例が目指す森林づくり

琵琶湖森林づくり条例が目指すこれからの本県の森林づくりであるが、先にも述べた、「森林の多面的機能の持続的発揮に重点を置いた森林づくりの推進」と「県民全体で支える森林づくりの推進」を基本に、次の5点であると考えており、併せてそれぞれの項目について、条例で規定している県の施策の基本的な事項を示すこととする。

(1) 森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり

森林の有する多面的機能は、琵琶湖の保全や県民生活にとって極めて重要な役割を果たしており、また、森林づくりは、50年、100年という長い年月を要するものである。

こうしたことから、これまでの短伐期一斉皆伐という単層林施業による経済的効率求めた画一的な人工林整備だけではなく、森林の多面的機能の持続的発揮に重点を置き、長期的な観点に立つとともに、森林の所在地の気候、地勢、土壌等の自然的条件や、周辺地域の産業の状況、人工の高齢化の度合い、林道等の整備状況、森林所有者の意向など社会的条件に応じ、複層林や針葉樹と広葉樹が混在する森林、長伐期化などの環境に配慮した森林施業の推進をはじめ、天然林の保全など、多様な森林づくりを推進していかなければならないと考えている。

○条例第10条 環境に配慮した森林施業等の推進

- ・地域の自然的、社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業等の計画的な推進
- ・総合的かつ計画的な間伐対策の推進

間伐の実施だけではなく、間伐材を搬出し、有効利用するまでの一環した対策の促進

(2) 県民の主体的な参画による森林づくり

森林は、その多面的機能により、例えば、琵琶湖の豊かな水を育み、その琵琶湖からは生命の源である水をはじめ豊かな生態系に支えられた豊富な水産物、広大な水面が与えてくれる湖上交通の利便性などを、また、農業や水産業をはじめ様々な産業の源となるきれいな水の供給、木材などの林産物の供給、県土を保全して土砂災害などから県民の生命や財産を保全するなど、様々な恵みをもたらしている。しかも、この恵みは、森林所有者や林業関係者だけではなく、広く県民全体が享受しているものである。

ところで、これまでの森林づくりは、森林所有者や林業関係者が中心となって行ってきたが、このような森林の多面的機能がもたらす恵みを享受しているのは県民全体であるということを十分理解し、森林づくりに当たっては、森林から多くの恵みを享受している県民が自らの主体的な参画により推進していかなければならない。

(3) 森林所有者、森林組合、県民、事業者、県の適切な役割分担と協働による森林づくり

(2) で示したとおり、県民は、森林から多くの恵みを享受していることにかんがみ、森林づくりにそれぞれの立場で主体的な役割を果たすことが大切であると考えている。この条例においても、森林所有者をはじめ各主体の責務を定めているところであり、それぞれが役割を踏まえながら、協働により森林づくりを推進していかなければならない。

(2) および (3) に対する条例の基本的な施策

○条例第 11 条 県民の主体的な参画の促進等

- ・ 県民の主体的な参画を促進し、また、下流域の住民の協力を得るため、情報提供、普及啓発等による理解の促進
- ・ 県民等が行うボランティア活動など森林づくりに関する活動に対する支援

○条例第 12 条 里山保全の推進

- ・ 所有者と里山を整備・利用する県民等との協働による里山保全活動に対する支援

○条例第 13 条 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進

- ・ 県、市町村等に対して流域の森林づくりのあり方等について提案等を行うことを目的に、地域住民や森林所有者等で構成する組織の整備の促進

○条例第 14 条 びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間

- ・ びわ湖水源のもりの日・・・10月1日
- ・ びわ湖水源のもりづくり月間・・・10月

(4) 県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり

木材等の森林資源は再生産可能で身近な資源であり、県内の森林資源の有効利用を促進し需要を拡大することにより森林所有者の森林整備意欲が高まり、適切な森林施業が実施され、結果として多面的機能が発揮される健全な森林づくりに繋がることになる。

このため、森林づくりを推進するためには、公共事業における木材利用の推進をはじめ、県民が木の良さを見つめ直し、森林資源の積極的な利用を進めることが必要である。

また、これまでの建築用材を中心とした木材の利用のほか、化石燃料に代わる木質バイオマスエネルギーとして利用したり、炭化して環境資材として利用することや、医療・福祉の分野で森林を空間利用するなど、これまでと違った21世紀にふさわしい環境に配慮した新たな利用を促進するための取り組みを推進すること必要であり、森林づくりに繋がっていくものと考えている。

○条例第15条 県産材の利用の促進

- ・県産材に対する情報提供、知識の普及、公共事業への利用の推進

○条例第16条 森林資源の有効な利用の促進

- ・森林資源を木質バイオマスエネルギーなど新たな分野への利用を促進するため、県民等が行う調査研究、技術開発に対する支援等

(5) 森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

現在だけではなく、将来にわたって森林の多面的機能の恩恵を県民全体が享受し続けることができるよう、森林づくりを進めていかなければならない。このため、次代を担う青少年をはじめ県民が、森林の多面的機能の重要性や、森林づくりの必要性に対する理解を深め、森林づくりに積極的に関わっていきこうという意識の高揚を図るための森林環境学習の充実や、高齢化し、減少傾向にある森林づくりに直接携わる林業労働力の確保・育成に努めるほか、地域の森林づくりの中核的な担い手である森林組合の活性化など、森林づくりを支える人材の確保・育成を図ることにより森林づくりを推進していくことが必要である。

○条例第17条 森林所有者の意欲の高揚等

- ・森林所有者に対する情報提供、技術指導等
- ・林業労働力の確保、育成

○条例第18条 森林組合の活性化

- ・森林組合が地域の森林づくりの中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、自ら実施する合併等による組織体制の充実、人材の育成等の活性化の取り組みに対して支援

○条例第19条 森林環境学習の促進

- ・森林体験活動の場の提供、情報提供など、次代を担う子どもたちをはじめ県民が森林の多面的機能について理解と関心を深めるための森林環境学習の促進

おわりに

今回、本県の森林の現状や課題を踏まえ、これからの森林づくりの基本的な方向性を定めた条例を制定したわけであるが、これで終わりではなく、条例の制定は新たな森林づくりの出発点であると考えている。

また、これからこの条例を実効性あるものにしていくためには、具体的にどのような施策を展開していくかかかっている。その具体的な施策については、今年度条例の規定に基づき策定する基本計画の中で明らかにする予定であるが、基本計画の策定に当たっては、県民の皆さんのご意見を反映したいと考えている。

森林づくりは、行政だけ進むものではない。県民の皆さんが、森林の多面的機能の重要性について十分理解を深め、特に、滋賀県の象徴である琵琶湖の豊かな水を育てているのはその周囲を取り囲むように広がる緑の森林であり、琵琶湖を守るためには森林を守ることが何よりも重要であるということを理解し、それぞれの立場で森林づくりに積極的に関わっていただきたいと考えている。

今後、この条例に基づいて、県民の皆さんとともに、琵琶湖と私たちの暮らしを支えるかけがえのない貴重な財産である緑豊かな滋賀の森林を守り育て、健全な姿で次の世代に引きついで行きたいと考えているので、県民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

プロフィール

津田 清和

(つだ きよかず)



- ・昭和57年滋賀県に奉職
- ・商工労働部商工課、土木部監理課、総務部財政課を経て、平成15年4月から琵琶湖環境部林務緑政課に勤務し現在に至る。
- ・平成15年度、「滋賀県の森林・林業のあり方について」の検討および「琵琶湖森林づくり条例」の制定を担当
- ・今まで森林や山とは無縁であったが、今回の経験を活かしかけがえのない滋賀の森林を守り育てていくため少しでもお役に立てればと考えている。